

副食費の免除について（令和元年10月版）

副食費の免除について

保育所・認定こども園・幼稚園（新制度）を利用している3～5歳児については、下記の場合、副食費の徴収を免除します。

- ・ 年収360万未満相当世帯
- ・ 第3子以降の子ども

免除対象者は奈良市が決定し、通知します。

- ※ 主食費は引き続き徴収します。
- ※ 給食（主食費・副食費）の金額や徴収方法については、お通りの施設にお尋ねください。
- ※ 免除対象者であっても、いったん副食費を徴収することがあります。
- ※ 世帯の市民税所得割額や世帯構成が変わったことで、副食費の減免を新たに決定したり、あるいは取り消すことがあります。

副食費免除の対象者

世帯の市民税所得割額と世帯構成によって免除対象を決定します。

【教育利用の場合】

世帯の状況 ※金額は市民税所得割額	第1子・第2子	第3子	子どもの数え方
生活保護受給世帯等 市民税非課税世帯 所得割額 77,101 円未満	副食費免除	副食費免除	—
所得割額 77,101 円以上	保護者負担	副食費免除	小学校第3学年修了前の子どものみを数えます。

【保育利用の場合】

世帯の状況 ※金額は市民税所得割額	第1子・第2子	第3子	子どもの数え方
生活保護受給世帯等 市民税非課税世帯 所得割額 57,700 円未満	副食費免除	副食費免除	同一生計の子ども全員を数えます。
所得割額 57,700 円～77,100 円	ひとり親世帯等	副食費免除	小学校就学前の子どものみを数えます。
	その他の世帯	保護者負担	
所得割額 77,101 円以上	保護者負担	副食費免除	

副食費免除の決定について

副食費免除の決定は、原則として同一生計の保護者（父母）の市民税所得割課税額の合算額によって決定します。

※父母の所得等によっては、家計の主宰者として同居の祖父母等の課税額を合計して決定する場合があります。

※副食費免除の決定では、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・寄附金税額控除は適用いたしません。課税額にこれらの控除額を加算した額により決定いたします。

4月分～8月分の副食費免除は前年度の課税額、9月分～翌年3月分は当年度の課税額に基づいて決定します。

（例）平成31年4月～令和元年8月…平成30年度の課税額に基づき決定

令和元年9月～令和2年3月…平成31年度（令和元年度）の課税額に基づき決定

令和2年4月～令和2年8月…平成31年度（令和元年度）の課税額に基づき決定

令和3年9月～令和3年3月…令和2年度の課税額に基づき決定

子どもの数え方（多子算定）について

副食費免除を決定する際の子どもの数え方（多子算定）にあたって、小学校就学前の子どもが算定対象となるのは、下記の（A）～（D）を利用している場合に限られます。

- （A）保育所、認定こども園、市立幼稚園、施設型給付幼稚園、小規模保育事業所
- （B）私立幼稚園（施設型給付未移行）、国立幼稚園、企業主導型保育事業等
- （C）特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部
- （D）児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

次の①・②に該当する子どもについては、多子算定に加えるためには届出が必要です。

- ①上記の（B）～（D）の施設や事業を利用している場合 ※（A）を利用の場合は届出不要

【必要書類】『利用者負担額多子軽減にかかる申出書』

- ②生計を一にするきょうだいが住民票上、別住所に居住している場合

【必要書類】『利用者負担額別居監護申立書』

※生計を一にしていることがわかる書類（健康保険証等）を添付してください。

○問い合わせ先

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

奈良市保育所・幼稚園課 TEL：0742-34-5086 FAX：0742-36-7671